

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

中央環境審議会会長から環境大臣に対し、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次)」の答申がなされました。(平成28年6月14日)

【主な答申内容】

(1) 水銀排出施設の種類及び規模並びにそれに
 応じた排出基準(次ページ以降参照)

(2) 測定頻度

施 設	頻 度
排ガス量 4万Nm ³ /時以上	4ヶ月に1回
排ガス量 4万Nm ³ /時未満	6ヶ月に1回
専ら硫化亜鉛を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら鉛バッテリー、ハンダ屑又はハンダクリームを原料とする溶解炉	

※水銀濃度の測定結果の記録・保管について適切な運用がされているか、都道府県等の立入検査が行なわれる予定です。

水銀排出施設排出口から排出されるばい煙および揮発性有機化合物中の水銀濃度測定についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士

環境調査課 後藤 彰、広瀬崇史

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

排出基準(第一次答申)

1) 石炭燃焼ボイラーの排出基準(案)

(標準酸素補正方式による6%酸素換算値)

対象施設	対象規模	排出基準 (µg/Nm ³)	
		新規	既存
①石炭ボイラー(この表の②に掲げるものを除く。)	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上のもの。	8	10
②小型石炭混焼ボイラー	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 100,000 L 未満のもの。	10	15

2) 廃棄物焼却炉の排出基準(案)

(標準酸素補正方式による12%酸素換算値)

対象施設	対象規模	排出基準 (µg/Nm ³)	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり 200 kg 以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

3) セメントクリンカー製造施設の排出基準(案)

(標準酸素補正方式による10%酸素換算値)

対象施設	対象規模	排出基準 (µg/Nm ³)	
		新規	既存
セメントの製造の用に供する焼成炉	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	50	80 ^{注1}

注1 原料とする石灰石の水銀含有量が 0.05 mgHg/kg-Limestone (重量比) 以上であるものについては、140 µg/Nm³

4) 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(一次施設)の排出基準(案)

(標準酸素補正方式による酸素換算は行わない)

対象施設	対象規模	排出基準 (µg/Nm ³)	
		新規	既存
①金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉(この表の⑤に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり1トン以上であるもの。	15	30
②金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉(この表の⑥に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。)	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	15	30
④金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。)	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉(専ら粗銅を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり20L以上であるもの。	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり20L以上であるもの。	30	50

5) 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(二次施設)の排出基準(案)

(標準酸素補正方式による酸素換算値は行わない)

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
①金属の精錬(鉛、亜鉛又は銅を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり1トン以上であるもの。	100	400
②金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の④に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬(鉛、亜鉛又は銅を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。)	火格子面積が 1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	100	400
④金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。)	火格子面積が 1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)及び乾燥炉(この表の⑦に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が 0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり20L以上であるもの。	100	400
⑥鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40 kVA以上であるもの。	100	400
⑦亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上	100	400